

今月のトピックス

令和元年 6 月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
TEL 03-5356-6377
TEL 048-781-2651
URL <http://www.slmo.co.jp/>

働き方改革関連法による労働安全衛生法関連の改定について ～長時間労働者に対する面接指導について～

働き方改革関連法により、2019年4月1日から、「長時間労働者に対する面接指導等」が強化されました。改定されたもののうち、いくつか紹介します。

強化されたポイント

◇労働時間の状況の把握

タイムカード、PC等電子機器の使用時間（ログインからログアウトまで等）の記録等
客観的な方法により、状況を把握。

把握した労働時間の状況の記録は3年間保存。（紙媒体でも磁気媒体でも可）

高度プロフェッショナル制度対象労働者を除き、管理監督者や裁量労働制の適用者であっても把握する必要あり。派遣労働者については派遣先事業者が労働時間の状況を把握。

◇労働者への労働時間に関する情報の通知

時間外・休日労働時間の算定を行ったときは、その超えた時間が1月あたり80時間を超えた労働者本人に対して、速やかにその超えた時間に関する情報を通知。当該通知について、高度プロフェッショナル制度の対象労働者を除き、管理監督者や裁量労働制の適用者含めすべての労働者に適用。通知は毎月1回以上、一定の期日を定めて、書面や電子メール等により通知する方法が適当。給与明細に時間外・休日労働時間数が記載されている場合にはこれをもって労働時間に関する通知としてよい。別途で、面接指導の実施方法・時期等の案内を行うとよい。

◇医師による面接指導の対象となる労働者の要件

「時間外・休日労働時間が1月あたり80時間（今までは100時間）を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者」のうち、該当する労働者の申出により実施。

1週あたり40時間（法定労働時間）を基準としてその超えた時間を算定。（所定労働時間が1週あたり40時間に満たない事業場も法定労働時間を基準に時間計算することとなるので注意）

時間外・休日労働時間数＝1ヵ月の総労働時間数－（計算期間（1ヵ月間）の総歴日数／7）×40

【1ヵ月の総労働時間数＝労働時間数+延長時間数+休日労働時間数】

◇研究開発業務従事者に対する医師による面接指導

研究開発業務従事者は時間外・休日労働時間が1月あたり100時間を超えた者に対して申出なしに面接指導を実施。労働時間に関する情報と同時に面接指導の案内を通知。

実施義務があることから、費用については事業者負担。実施に要する時間も労働時間と解され、時間外に行われた場合は、当然割増賃金を支払う必要あり。

※上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。